

# 県外で定期予防接種を希望される方へ 予防接種費の償還払いを 知っていますか？



## 償還払いって??

県外で定期の予防接種を受け、その費用を支払った場合、事前の申請により費用の一部が払い戻される制度です。

### ○償還払いの対象になるのはどんな人？

善通寺市に住所があり、里帰り出産等で一時的に県外に滞在している方が対象になります。  
※第2子以降の出産で里帰りされる場合、一緒に滞在する兄弟の定期予防接種も対象となります。

### ○どの予防接種が償還払いの対象になるの？

償還払いの対象となる予防接種は、下記のとおりです。

- ・子どもの定期予防接種
- ・風しん追加的対策による定期接種
- ・高齢者の肺炎球菌※<sup>1</sup>  
(65歳の誕生日から、66歳の誕生日前日までの方)
- ・高齢者の带状疱疹※<sup>2</sup>  
(令和7年4月2日から令和8年4月1日の間に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、100歳以上になる方)
- ・65歳以上のインフルエンザ※<sup>1</sup>
- ・65歳以上の新型コロナウイルス感染症※<sup>1</sup>



※<sup>1</sup>…60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方についても対象となります。(身体障害者手帳1級に該当する方)

※<sup>2</sup>…60歳以上65歳未満の方であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方についても対象となります。(身体障害者手帳1級に該当する方)

### ○申請手続きはどうしたらよいの？

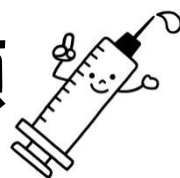
予防接種費用の償還払いについては、事前の申し出が必要になります。  
詳しくは、裏面をご確認ください。



県外に滞在する時は  
郵便の転送届けを  
出すのがおすすめ  
です♪



# 予防接種費用の償還払い申請手順



## 1. 「県外での予防接種実施申出書」を保健課に提出する。

※保健課窓口にお越しいただくか、電話での申し込みが可能です。

※出生前の申請は対応致しかねますのでご了承ください。

## 2. 県外の医療機関で予防接種を受ける。

### 予防接種を受ける際に必要な物

- ① 母子健康手帳（子どもの定期予防接種）
- ② 善通寺市の予防接種予診票（生後 1 ヶ月になる月末に住民票のあるご住所に送付します）
- ③ 医療機関宛依頼書（県外での予防接種の申し出をしていただいた際にお渡しします）

窓口では一旦全額負担となります。領収書を必ず受け取ってください。

予防接種予診票は返却してもらってください。

## 3. 保健課窓口に必要な書類を提出する。（※接種の翌日から 1 年以内）

### 持参していただく物

- ① 予防接種費償還払い申請書兼請求書（申し出をしていただいた際にお渡しします）
- ② 接種した医療機関の領収書の原本又はその写し（接種した予防接種の種類が分かるもの）
- ③ 予防接種の記録が記載されているもの（母子健康手帳、予防接種済証等）
- ④ 予防接種予診票（原本）
- ⑤ 振込先が確認できるもの（預金通帳など）

## 4. 交付決定通知後、指定口座に振り込まれる。

振り込まれる金額は、予防接種に実際にかかった費用と市の委託契約に基づく予防接種費用のいずれか少ない額になります。

必ずしも自己負担額の全額が返金されるわけではありません。



※予防接種後、副反応がみられた場合は、接種した医療機関にて受診をお願いいたします。

また、予防接種後健康被害救済制度等については、善通寺市が行いますので保健課までご連絡をお願いいたします。

問い合わせ先：善通寺市役所 保健課 （0877-63-6308）